

## 牧之原市立図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、牧之原市立図書館条例施行規則（平成30年教育委員会規則第4号）第2条に規定する事業を円滑に実施するため、牧之原市立図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館は「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、市民の知る自由を保障する機関として、市民の教育と文化の発展に寄与し、教養、調査研究、娯楽等に資する資料を組織的かつ系統的に収集する。

- 1 多様な、対立する意見や学説のあるものについては、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- 2 著者の思想、宗教、党派にとらわれず、公正かつ自由な立場で収集を行うこととし、それらの事由により著作を排除することはしない。
- 3 図書館職員の個人的な関心や好みによる偏った選択をしない。
- 4 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、資料収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制はしない。
- 5 この収集方針により収集した資料が、どのような思想や主張を持つものであっても、それを図書館及び図書館職員が支持することを意味するものではない。

(資料別収集方針)

第3条 基本方針に基づき下記に項目に留意して収集を行うものとする。分類別の選定基準については、別途定めるものとする。

### 1 図書資料

- (1) 一般書は、市民の教養、調査、研究、娯楽等に資するため、基本的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集する。
- (2) 児童書は、子どもたちが本に親しみ、継続的に読書をする習慣をつけることや、思考力、判断力、表現力の成長に資する幅広い資料を収集する。

### 2 逐次刊行物

- (1) 新聞は、主要な全国紙及び地元紙を収集するよう努め、専門紙、スポーツ紙、児童及び青少年向けの新聞等にも留意する。
- (2) 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、外国語雑誌、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。
- (3) 官報、県報は、継続的に収集する。

### 3 郷土資料

- (1) 郷土にゆかりのある著者の作品や行政資料のほか、郷土に関する歴史、地理、自然、産業等、幅広い分野の資料を収集する。
- (2) 資料的価値の認められるものについては、図書以外にも、パンフレットやリーフレット類、視聴覚資料等、幅広い形態の資料を収集する。

#### 4 福祉資料

視聴覚障害者等の利用に供するため、点字資料や大活字本の収集をし、録音資料の収集についても努めることとする。

#### 5 視聴覚資料

- (1) 収集の範囲は、録音資料はCD、映像資料はDVDを中心に収集する。
- (2) 郷土にゆかりのある資料や利用者の調査、研究及び教養の助けとなる資料を優先して収集する。
- (3) 映像資料は著作権処理の済んだものを収集する。

(資料の選定)

#### 第4条

- 1 収集資料の選定は、この方針に基づき図書館職員が行い、館長が決定する。
- 2 各図書館は、その施設の規模、地域性に応じた蔵書構成に留意し、牧之原市立図書館として体系的な資料の充実を図るものとする。

(寄贈資料の収集)

#### 第5条

- 1 資料の収集は寄贈も活用し、その場合についてもこの方針を準用する。
- 2 資料的価値の高いもの、保存状態、出版年等を考慮して選択して収集する。ただし、原則としてその扱いを図書館に一任することを条件に受け入れる。

#### 附則

この基準は、令和2年8月27日から施行する。